

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第3号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）別表に規定する」を削る。

第3条第2項中「担当部長」を「次長、担当部長」に改める。

第4条を次のように改める。

（臨時又は非常勤の職の種類等）

第4条 前条に規定する職のほか、臨時又は非常勤の職を置く。

2 前項に規定する臨時の職には、臨時的任用職員（大和市職員の職の設置に関する規則（昭和40年大和市規則第9号）第4条第2項各号に掲げる職員をいう。）をもって充てる。この場合において、事務に従事する者を事務嘱託とし、技術に従事する者を技術嘱託とし、用務に従事する者を用務嘱託とする。

3 第1項に規定する非常勤の職には、非常勤職員（大和市職員の職の設置に関する規則第4条第3項各号に掲げる職員をいう。）をもって充てる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。